

大郷町公告第 1 1 号

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 7 月 2 8 日

大郷町長 石川 良彦

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度大郷町かわまちづくり社会実装検証業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度大郷町かわまちづくり社会実装検証業務仕様書」の
とおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託費上限額

2 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税 2 , 0 9 0 , 9
0 9 円）

この限度額を超えた提案は受理しない。

この上限額は契約予定額を示すものではなく、本業務の規模を示すた
めのものである。

※仕様書第 4 条に規定する「開催実費」は本委託費には含めず、町が
別途支払いを行うため、見積書には算入しないこと。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者、
又は次に掲げる要件をすべて満たす者により構成される共同企業体（以
下「共同企業体」という。）とする。

なお、申請が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていない
ことが判明した場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規
定に該当する者でないこと。

- (2) 経営状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がある者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその構成員の統制の下にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 大郷町から指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去5年以内（令和3年4月1日以降）に、国又は地方公共団体が発注した完了済みの業務において、以下のいずれかの同種・類似業務の元請実績（共同企業体の場合は代表構成員又は構成員の元請実績で可）を1件以上有していること。
- ・公共空間を活用した社会実験・エリアマネジメントの企画運營業務
 - ・官民連携によるまちづくり法人等の設立・運営体制構築支援業務
 - ・地方創生事業のソフト支援業務
 - ・かわまちづくり事業のソフト支援業務
- (9) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 選考スケジュール

	内 容	期日等
1	公募開始	令和8年7月28日（火）
2	質問書受付期限（電子メールによる）	令和8年8月 3日（月）午後5時まで
3	質問書への回答	令和8年8月 6日（木）
4	参加申込書及び企画提案書等受付期限	令和8年8月24日（月）午後5時まで

5	選定委員会の開催	令和 8 年 8 月 3 1 日（月）
6	審査結果通知	選定委員会終了後おおむね 1 週間後
7	業務委託契約	令和 8 年 9 月下旬

※ただし、各実施日については、都合により変更となる場合があります。

4 実施要領等の配付

(1) 配付期間

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）～令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時

(2) 配付方法

大郷町ホームページからダウンロード

5 質問の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）～令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、質問書（様式第 6 号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、その旨電話で連絡（平日午前 8 時 3 0 分～午後 5 時）すること。

(3) 回答

回答はすべての質問をとりまとめた上で、令和 8 年 8 月 6 日（木）までに大郷町ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ回答する。また、受注候補者選定に係る評価等に影響を及ぼすおそれがある質問は受け付けない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）～令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 5 時

※郵送の場合は必着

(2) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

パンフレット等の会社概要がわかるものを添付すること。

③事業実績書（様式第3号）

直近5年の同種・類似業務を記載すること。

④予定業務責任者の経歴書（様式第4号）

⑤法人の履歴事項全部証明書

発行後3か月以内のもの。

⑥納税証明書

国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がないことの証明書類。

発行後3か月以内のもの。

⑦参加資格確認書（様式第5号）

⑧提案書表紙（様式第6号）

⑨企画提案書（任意様式）

⑩見積書及び事業費積算内訳書（任意様式）

(3) 企画提案書作成上の留意事項

ア 本公告8-(4)の評価の内容及び別紙の仕様書をもとに、社会実装検証（社会実験）の企画・実施手法、ならびに得られたデータを活用したまちづくり会社の設立・伴走支援等のアプローチについて、事業者独自の専門的知見を活かした提案など必要な事項について具体的な記載を行うこと。

イ 業務の実施体制及び工程表、これまでの同種・類似業務実績（過去5年以内）について記載すること。

ウ 用紙はA4判で長辺綴じ、文字は横書き、11ポイント以上とし、表紙を除いた10ページ以内での両面印刷とすること。

エ 目次及びページ番号をつけること。

オ 使用言語は日本語とし、一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一のページ内に注釈をつけること。

(4) 提出部数

正本１部と副本７部を提出すること。それぞれ紙ファイルに綴り、正本はファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。副本は会社が特定される部分については空欄もしくは黒塗りにすること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により、大郷町復興推進課へ提出すること。

7 審査（選定委員会）

企画提案書の審査、評価及び受注候補者の特定は、選定委員会において行う。

(1) 日時

令和８年８月３１日（月）※実施の詳細は、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

大郷町役場３階 大会議室

(3) 実施内容

１者の持ち時間は説明２０分、質疑等１０分の計３０分以内とし、ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。なお、企画提案者が多数となった場合は、業務実績等から５者程度に絞る場合がある。

①追加資料の配付は禁止する。

②出席者は、１者３名以内とする。

③やむを得ない理由を除き、欠席をした場合は、企画提案書の審査を行わず、受注候補者の特定から除外する。

④スクリーン及びプロジェクターが必要な場合は、事務局で用意する。ただし、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

⑤実施内容に変更があった際は速やかに提案者へ通知する。

8 事業者選定方法

(1) 受注候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 審査は、副町長、総務課長、財政課長、まちづくり政策課長、商工観光課長、復興推進課長で構成される選定会議において企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等により行う。

(3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を受注候補者として選定する。

(4) 評価基準

評価項目	評価の内容	配点
業務の理解度・着眼点	・大郷町かわまちづくり計画の目的、地域の現状や課題を明確に把握し、業務方針に反映できているか。	15
社会実験の企画・実施手法	・ターゲット層を惹きつける社会実験の企画に創造性や実効性があるか。 ・来訪者カウントやアンケートなど、次につながる適切なデータ収集・検証の手法が提案されているか。	25
まちづくり会社設立・伴走支援手法	・実験データを活かした「稼ぐ力」を持つ事業計画・ビジネスモデルの策定アプローチが現実的で優れているか。 ・法人設立、関係者間の合意形成、指定管理者公募を見据えた伴走支援策が具体的か。	25
業務実施体制	・本業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか。 ・担当者の技術・知識・経験は十分であり、本業務の推進にあたり技術的助言は期待できるか。 ・本業を進めるにあたり、大郷町の要望に柔軟に対応できるか。	15
業務実績	・本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか。 ・同種・類似業務の実績が豊富か。	15
見積金額	・企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。 ・経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	5
評価点合計		100

(5) 選定結果の通知

選定の結果は、参加したすべての事業者に書面で通知する。なお、選定結果についての異議の申し立ては受け付けない。

9 契約に関する事項

選定した受注候補者と本業務の詳細な内容について協議を行い、内容について合意の上、本業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本プロポーザルの参加資格を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合。
- (4) その他本実施要領の定めに違反した場合。
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合。

11 留意事項

(1) 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成、提出、プレゼンテーションの実施等に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の使用制限

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は返還しない。

(4) 著作権等の権利

本委託事業の処理に伴い作成された成果品に係る著作権その他の権利は、原則として町に帰属する。また、受注者は町及び町が指定する第三者（まちづくり会社等）に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

る。

(5) 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により町の承諾を得なければならない。

(6) その他

本プロポーザルに応募しようとする者は、本要領に記載された事項について十分に理解しておくこと。

また、本要領に定めるもののほか、必要な事項については本町の指示に従うこと。

1 2 問い合わせ先

大郷町復興推進課

〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8

電 話 022-341-3061

E-mail fukkou@town.miyagi-osato.lg.jp